

知立市

担当：企画部企業立地推進課企業立地推進係 tel : 0566-95-0141 fax : 0566-83-1141



知立まつり(本祭)

知立市の特色

知立市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、中世には鎌倉街道が通り、江戸時代には東海道の39番目の宿場町として西三河地域の交通の要衝として栄え、今においても国道1号、国道23号（知立バイパス）、国道155号や主要県道、名鉄本線、三河線が交差し、名古屋駅まで名鉄特急で約20分、車では伊勢湾岸道豊田南ICまで約15分の距離に位置しています。現在、中心市街地に位置する知立駅の鉄道高架事業を進めており、駅前に再開発ビル、エキタス知立が竣工し、さらなる交通利便性、居住利便性の向上が期待でき、今後ますます企業の立地に適した環境が整います。



知立市長 石川 智子

■知立市企業再投資促進事業費補助金

長年市内に立地する企業の皆様が工場等の新設又は増設の場合に、固定資産取得費用（土地を除く）を愛知県と共同で補助します。

<交付要件>

中小企業等：固定資産取得費用1億円以上
常用雇用者25人以上
大 企 業：固定資産取得費用25億円以上
常用雇用者50人以上

<補助額>

中小企業：固定資産取得費用の10%
(限度額1億円)

※中堅企業、みなし大企業、大企業の補助額は市HPを参照してください。

■工場等建設奨励金

<交付要件>

- ・製造業に係る、物品の製造の用に直接供する施設、その研究開発の用に直接供する施設及びこれらに付帯する施設であること。
- ・固定資産（土地・建物）の取得費用が次に掲げる区分に応じて定める額以上であること。
ア 小規模企業 3,000万円
イ 中小企業 1億円
ウ ア及びイ以外の企業 5億円

<補助額>

固定資産に係る固定資産税および都市計画税について、その相当額を3年度交付。

■知立市企業立地公共設備整備補助金

開発事業者（製造業に係る施設の設置を目的とした開発事業を行う者）が指定地域における開発事業に伴って実施する公共施設整備に係る負担を軽減し、適切な企業立地の促進を図ることを目的に補助します。

<補助額>

公共施設の整備に必要な額の50%又は1平方メートルあたり2万円を乗じた額の低い額を補助。（限度額3000万円）

■知立市オフィス開設等補助金

市内にオフィス等（事務所、研究所、研修所）を開設する事業者に対し、その設置に要した費用の一部を補助します。

<交付要件>

本社業務従事者：大企業5名以上、
中小企業1名以上

新規等常用雇用者：大企業5名以上、

中小企業1名以上

会社の設立登記の日から5年以上経過していること。

<補助額>

所有型：新たに取得した固定資産（土地を除く）の取得に要した費用の3%以内（上限5,000万円）

賃借型：賃借料の50%以内を12ヵ月（月額上限10万円）

空き家の改修等の工事に要した費用の50%以内（上限100万円）

※実施内容により補助金追加、補助率、上限額の加算措置があります。

<詳細は下記HPをご覧ください>



知立市マスコットキャラクター
ちりゅっぴ



高浜市

担当：都市政策部都市計画グループ tel : 0566-95-9532 fax : 0566-52-1110



豊田町工業地地区周辺

高浜市の特色



高浜市長 吉岡 初浩

高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部、名古屋市から南東へ25キロメートルのところに位置します。

西三河地域と知多地域を結ぶ衣浦大橋や重要港湾である衣浦港に面し、交通の便に優れていることから、愛知県や三河地域の産業・物流の拠点として発展してきました。

地場産業の三州瓦や、自動車関連産業をはじめとした多様な企業が市内に立地しており、工場の新設・増設、設備投資への奨励金など、企業進出・拡大をサポートします。

■高浜市企業誘致等に関する条例

企業誘致の促進、設備などの充実、雇用機会の拡大を目的とした支援制度。

<奨励金の額>

工場の新增設に係る土地・建物の3年間の固定資産税及び都市計画税に相当する額など。

※その他、新增設以外にも補助制度あり。

（償却資産増資促進奨励、雇用促進奨励など）

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/tokei/1674.html>

■企業再投資促進補助金交付要綱

愛知県とともに、企業の他地域への設備投資の防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化を図ることを目的とした支援制度。

<補助金の額>

土地を除く固定資産取得費用

（建物及び償却資産）

大 企 業：4%相当額又は5,000万円のいずれか低い額

中堅企業：5%（みなし大企業は4%）相当額又は5,000万円のいずれか低い額

中小企業：10%（みなし大企業は8%）相当額又は1億円のいずれか低い額

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/tokei/1701.html>